

令和5年 新年号

仙台市

農業委員会だより

The Newsletter of the Agricultural Committee

編集・発行／仙台市農業委員会

発行日／令和5年1月1日

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022(214)4308(直通)

FAX 022(215)5803



仙台市農業委員会

クリック

検索

または

で検索



太白区秋保町馬場野尻地区の「秋保足軽紅重（あきうあしがるべにがさね）」、令和2年7月に（公財）日本花の会から新園芸品種として認定されました。

謹賀新年

あけましておめでとうございます。

農業者の皆様には、日頃から当農業委員会の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く環境は、いまだ収束しない新型コロナウイルス感染症による打撃に加え、ロシアのウクライナ侵攻の長期化等により世界経済が混乱し、食料供給に影響を及ぼすなど、大変厳しいものがあります。このようなときこそ、食料安全保障を改めて考えていく時期であり、持続可能な農業生産が必要となります。私たち農業委員会でも、農業者の皆さまとともに、食料の生産基盤をしっかりと守るべく、引き続き活動を行ってまいります。

最後に、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



仙台市農業委員会
会長 佐々木 均



JA仙台青年部と意見交換会を開催しました

農業委員会活動の理解を深めていただくことを目的として、令和4年11月24日(木)にJA仙台青年部の皆さまと「担い手の育成と新規就農の促進」をテーマに意見交換を行いました。青年部からは「地元農産物の販路拡大や広報に、より力を入れるべき」「農地中間管理事業の貸借希望農地について、担い手にもっと情報提供が必要」「地元農業委員との関わりが少ないので、顔を合わせる



機会がほしい」等の意見が出されました。

ご意見については、今後、農業委員・農地利用最適化推進委員による地域に根ざした活動に活かしてまいります。

令和5年度農作業標準料金の設定について

令和5年度の農作業受委託の目安となる農作業標準料金を1月に設定し、JA仙台的の広報紙「JAせんだい」2023年3月号に折り込む予定です。また、仙台市農業委員会のホームページにも掲載しますので、ご覧ください。

問い合わせ先

〔事務課振興係〕

電話 214-4353

全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞は、農業委員会ネットワーク機構（全国農業会議所）が発行する週刊の農業総合専門紙です。1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農業者の取り組みを幅広く伝えるなど、農業経営発展等に役立つ紙面となっています。

発行：月4回 金曜日
購読料：月700円（消費税込）
※電子新聞も閲覧可能です。



申し込み先

〔事務課振興係〕 電話 214-4353

農地利用最適化推進委員連絡会を開催しました

令和4年10月19日(水)に農地利用最適化推進委員連絡会を開催し「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正に向けて協議を行いました。また、来年度以降に策定予定の地域計画（人・農地プラン）の情報共有を図るなど、



今後の推進活動の進め方を確認しました。

農地法第3条の許可実績

令和4年7月から10月までの農地法第3条（売買・賃貸借等）の許可実績は、次のとおりです。

区	月	7月		8月		9月		10月		計	
		件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
青葉		4	19,179	1	136			2	8,130	7	27,445
宮城野		1	1,020	2	24,705			2	2,002	5	27,727
若林				1	1,035	1	4,146	1	3,084	3	8,265
太白						7	10,080	1	5,146	8	15,226
泉		2	1,013	2	2,605	5	7,968	1	145	10	11,731
計		7	21,212	6	28,481	13	22,194	7	18,507	33	90,394

農地の売買・貸借等、転用、相続には許可や届出が必要です

農地を農地（耕作目的）として売買・貸借等する場合や、農地以外の用途に使用（転用）する場合は、農地の所在する農業委員会に農地法の規定による許可申請または届出が必要です。

目的	所在地	市街化区域以外 (市街化調整区域・ 都市計画区域外)	市街化区域
	農地として売買・貸借等する	第3条の許可 ※	
所有者自ら転用する	第4条の許可		第4条の届出
所有者以外が転用する	第5条の許可		第5条の届出

※相続・遺産分割等により農地を取得する場合は、第3条の許可は不要です。法務局への登記完了後、農業委員会へ届出を行ってください。

それぞれの詳しい内容や手続きの詳細については、農業委員会ホームページまたは事務局までお問い合わせください。

農家住宅の建築について

市街化調整区域には、原則、建物を建てることができませんが、世帯構成員の1人以上が次のいずれかの要件を満たす場合、農家住宅として建築することが可能です。なお、農地に建てる場合は、農地転用の許可が必要となります。

- ・ 10 アール (1,000 m²) 以上の農地を耕作する権原を有し、耕作業務に従事している方
- ・ 農地所有適格法人の構成員で、年間 60 日以上農作業に従事している方
- ・ 自ら生産する農畜産物の販売金額が年 15 万円以上である方

農家住宅の建築については、都市整備局開発調整課へご相談ください。

問い合わせ先 〔開発調整課審査指導第一係〕(青葉・泉区担当) 電話 214-8344
〔開発調整課審査指導第二係〕(宮城野・若林・太白区担当) 電話 214-8319

農地の貸借に関する制度について紹介します

農地を貸借する場合には、3つの方法があります。それぞれの特徴は、次のとおりです。

	農地法第3条	利用権	農地中間管理事業
根拠法	農地法	農業経営基盤強化促進法	農地中間管理事業の推進に関する法律
対象区域	全域	市街化区域以外	
契約方法	貸し手⇔借り手		貸し手⇔農地中間管理機構⇔借り手
契約期間	規定なし		原則10年以上
賃借料の支払	当事者間の合意で決定(金納・物納)		農地中間管理機構を介した支払い(金納のみ)
手数料	なし		賃借料の1%
契約期間の満了	一定の期間内に解約の意思が無い場合、契約は自動更新されます。	契約期間満了後、所有者に農地を使用する権利が戻ります。再設定による契約更新も可能です。	
窓口・問い合わせ先	農業委員会		JA仙台

問い合わせ先 〔事務課農地係〕 電話 214-4340

あなたの出番です

若林区沖野にお住まいの

さとうともや
佐藤 智哉 さん

にお話を伺いました。

Q 就農のきっかけは？

A 子供の頃から、代々続いた農家を継承しようと考えていました。大学卒業後に農業以外の世界も経験しなくてはいけないと思い、サラリーマンを経て、結婚のタイミングで農業を始めました。

Q 農作業はどうですか？

A 辛いことばかりですが、頑

張りが結果として見えるところにやりがいを感じています。

Q 大変だったことは何ですか？

A 一年に3回も同じ畑が台風や大雨で水没したことです。天気に左右されるのが農業ですが、なかなか厳しい現実を経験しました。

Q 楽しみは何ですか？

A 自分の子供達と休日に遊んだり、一緒にスポーツをするのが楽しみです。子供の成長を感じられることが自分の励みになり、仕事を頑張ろうという気持ちになります。



Q 今後の目標は？

A 様々な技術や経験を積み、どんどん規模を拡大し、大規模農家を目指します。若手がない農業をもっと魅力的な職業にできるように、アピールしていきます。

(聞き手：編集委員 高橋 勝好)

区域活動報告 太白区 長町・西多賀区域

太白区長町・西多賀区域では、農業委員3名と農地利用最適化推進委員2名で、毎月1回、区域内の農地利用や農業用水の課題等についてのミー

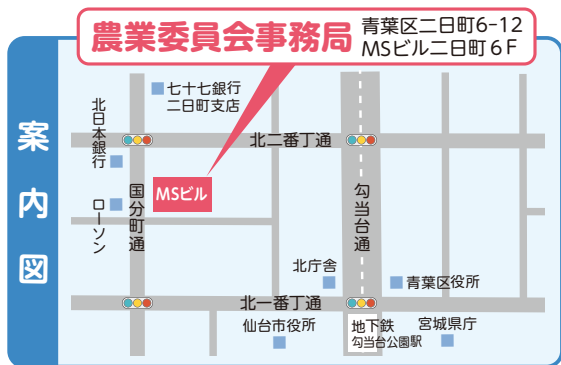


ティングと農地パトロールを実施しています。

本区域は住宅等の開発が進んでおり、農地は減少傾向にあります。家族経営が中心ですが、農地は良好に営農管理されており、パトロールをしている中で、農地利用に大きな問題は見られません。ミーティングでは農地利用に加え、農業用水の問題も話し合っています。区域内には土地改良区と、ため池等の水利組合が管理する用排水路がありますが、特に水利組合の水田の用水不足解消が課題となっています。

今後は、代替わりに伴う担い手の育成や、農業用用水路の維持管理等における共同作業への参加者の確保も課題となってきます。

(編集委員 郷古 雅春)



※駐車の際は、市役所本庁舎の来庁者用駐車場をご利用ください。電話 214-4308

編集後記

あけましておめでとうございます。

新年号らしい華やかな表紙写真や、縁起の良い挿絵を載せました。私たちを取り巻く状況は厳しいですが、未来に向けて農地を守り、種をまかなければなりません。心晴れやかで、実り多き一年となりますよう、今年も皆さまに役立つ情報をお届けしていきます。

(編集委員 若生 宏明)